

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念と視点

(1) 基本理念

子どもを育むことが未来を育む 「育む」ことが楽しくなるまちへ

子どもは、一人一人がかけがえのない存在です。性別、国籍、障がいなどにかかわらず、子どもは、生きる、守られる、育つ、学ぶ、そして参加する権利を有し、個性や他者との違いが認められ、あらゆる形の差別や暴力を受けないなど、一人の人間として尊重され、いきいきと成長していくことが大切にされなければなりません。また、子どもが、他の人の人権や社会のルールを守ることも大切です。

しかしながら、少子化、核家族化、地域連帯の希薄化等が進むなか、いじめ、児童虐待及び子どもをめぐる犯罪の多発等、子どもを取りまく環境は大きく変化しています。

日本国憲法が保障する基本的人権及び児童の権利に関する条約^{*P.113}を尊重し、豊かな山なみ等恵まれた自然があり、歴史及び文化の息づく宝塚のまちで、社会の一員である子どもが夢と希望を抱き、命を慈しみ、人を思いやる心を持ち、健やかに成長するとともに、子どもを育むことが楽しくなるまちの実現を目指していかなければなりません。

このため、わがまち宝塚の文字どおり“宝”である子どもたちが心豊かに、いきいきと健やかに成長していけるよう、子どもの最善の利益を考慮し、地域をあげた取組を展開していきます。また、安心して家庭を持ち、子どもを生み育てることができるよう、施策の充実に努めるとともに、家庭や地域の子育て力・教育力の向上を図ります。

本計画では、以上のような考え方にに基づき、計画の基本理念を、前計画に引き続き「子どもを育むことが未来を育む 『育む』 ことが楽しくなるまちへ」とします。

(2) 基本的視点

◆すべての子どもがいきいきと育つように成長のプロセス全体を支えます

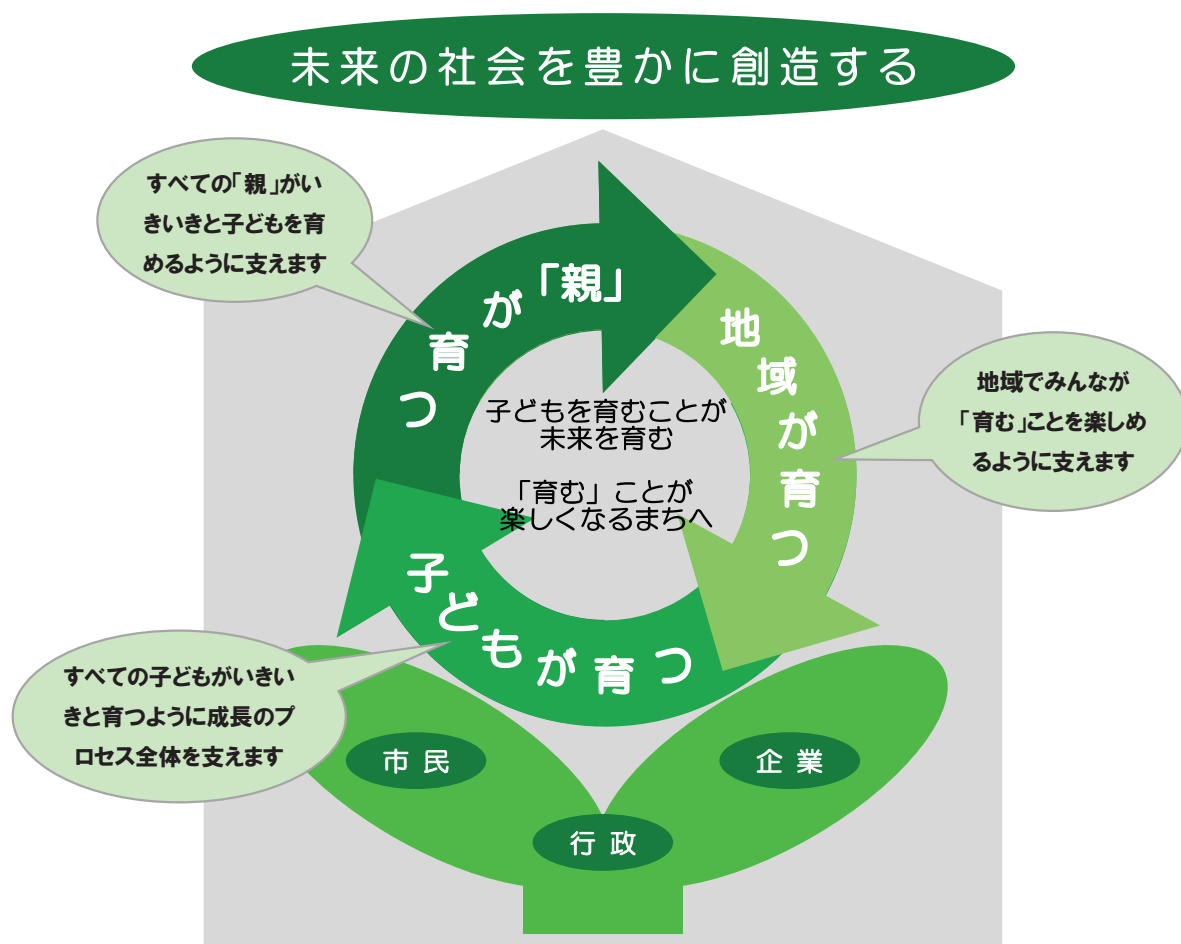
すべての子どもが、それぞれの力を伸ばし、いきいきと育つことが大切です。子どもが胎内にいるときから、乳児期、幼児期を経て思春期に至るまでの成長のプロセス全体を、市民、企業、行政が途切れなく支えます。

◆すべての「親」がいきいきと子どもを育めるように支えます

いきいきとした子育ては、子どもを育むことに喜びと楽しみを感じることから始まります。すべての親が子どもの成長を楽しみ、子どもを育むことが楽しくなるように、市民、企業、行政が支えます。

◆地域でみんなが「育む」ことを楽しめるように支えます

すべての子どもがいきいきと成長し、それを支える家庭がいきいきするためには、地域が、子どもの育ちと親が子どもを育むことの大切さを理解しなければなりません。「育む」ことが楽しくなるように、市民、企業、行政が地域を支えます。



2. 施策の基本目標

(1) すべての子どもと家庭への支援

子育ては、親が第一義的に責任を担うものでありますが、行政はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体が協力して取り組むべき課題であり、それぞれの立場から、すべての家庭での「育み」が楽しくなるような支援をすることが求められています。

近年、地域における子育て家庭の孤立化により、子育てに対する負担感が増大しているとともに、共働き家庭のみならず、家庭で子育てをしている専業主婦などの育児不安も指摘されており、すべての子育て家庭を対象とする支援の充実が求められています。

また、妊娠期から継続した切れ目のない支援の推進や思春期保健対策の充実、発達に遅れがある子どもや障がいのある子どもなど、配慮を必要とする子どもたちへの支援の充実も大切です。

さらに、児童虐待の防止に向け、予防的役割の子育て支援事業を基盤に、育児不安等を抱える養育上支援を必要とする家庭を早期に発見、対応することも大切です。

このようにして、すべての子どもの健やかな成長の実現に向け、親と子どもが健やかに暮らすことができる地域づくりに取り組みます。

(2) 子育てと仕事の両立支援

子育てと仕事を両立させることは、未来の社会を豊かに創造することであると理解し、市民、企業、行政みんなが力を合わせて、「育む」ことに対してやさしい職場環境と、子育てをしながら働くことが自然であるとみんなが思える地域を創り出すことが重要です。

つまり、男女がともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図れるような多様な働き方を実現し、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消するため、国、県、企業や関係団体等と連携を一層強化し、啓発や諸制度の普及等に取り組むことが必要です。また、家庭においては男女が家事や育児をともに担うことについて、相互に理解を促すことが特に大切です。

こうした取組に加えて、子育てと両立する多様な働き方を支援する様々な保育施策を充実させます。

(3) 教育環境の整備

家庭・学校・地域が一体となって子どもに生きる力を育み、次代を担う人づくりという視点から、教育環境の整備が重要な課題となります。

幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼児の主体的な活動を促し、一人一人の発達に応じたきめ細かな幼児教育を進めることが必要です。また、すべての子どもたちが小学校入学後の生活や学習に円滑につながるよう、保育所・幼稚園・認定こども園^{*P.114}と小学校、中学校との情報共有、一層の連携強化に努めます。

学校教育においては、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成を柱として、信頼される学校園づくりを進めることによって、子どもの成長、命や生きることの大切さ、家庭の働きなどについて子どもたちの理解が得られるような取組を進めています。特に乳幼児とふれあう体験を通した学びは、子育てが楽しいと感じる次代の親を「育む」ことへと実を結びます。

教育環境の整備を一層進めるため、学校・家庭・地域が互いに連携を深め、また、いじめや不登校、非行などの対応、子どもの人権を擁護する施策の推進を目指します。

(4) 安全・安心の環境づくり

安全・安心を感じることのできる環境で、子どもがのびのびと育ち、自由に創造的な活動のできるまちづくりが大切です。

このため、良好な住環境の整備等を引き続き図っていくとともに、子どもや子ども連れの親などが安全で安心して出かけられるまちとなるよう、ベビーカーの利用にも配慮した交通バリアフリー、企業等と協働した施設のバリアフリーに取り組んでいきます。

また、有害図書類やインターネット、携帯電話等からもたらされる有害環境から子どもを守る活動の推進等、子どもを犯罪などから守るための活動を積極的に推し進めるとともに、被害を受けた子どもへのきめ細かな支援を行い、地域で子どもたちが安心して育つことができるような安全・安心の環境づくりを進めます。

(5) 家庭や地域の子育て力・教育力の向上

親は、家庭が人間の発達の基礎を育む場として責任があることを自覚することが大切です。子どもの発達過程を知り、段階に応じたかかわり方など「親」としてのあり方に関する学習の機会や情報の提供を行うことが必要です。

また、本当に必要な情報が、必要としている家庭と子どもに届き、活用されるよう、情報を的確に提供できるシステムの構築を進め、家庭と地域の子育て力と教育力を高めます。

その上で、子どもを地域社会全体で育てる観点から、子育て支援の様々な機能を全市的に展開していくため、点在する施設や人材等を有機的につなぐ取組として、「小学校区単位」「市内7ブロック^{*P.113}単位」「全市域」による子育て支援の三層構造の充実を図るとともに、子育て支援のネットワークづくりを進め、効果的、効率的な子育て支援システムづくりを図ります。

(6) 子どもの社会参加の促進

子どもは、育まれる存在であるとともに、社会の一員でもあるため、その育ちを支援していくことが大切です。

生きる力を持った子どもを「育む」上で、子どもたちには遊びは大切であり、遊びから多くのことを学び、成長することができます。このため、遊びの価値を再認識するとともに、豊富な生活体験・社会体験・自然体験の機会と場を提供することが特に重要となっています。

また、子どもたち一人一人の主体性を尊重し、自らの意見や要望を地域や行政に意見として表明することができるよう支援することも大切です。

さらに、近年、若年層の非正規社員化や未就労者の増加が社会問題化している現状を踏まえ、実社会への最初の歩みである就労を円滑に実現できるよう、国、県、企業、NPO等関係機関と協力・連携して若者の就労支援に引き続き取り組みます。